

札経商第 5035 号

平成 29 年(2017 年)4 月 28 日

株式会社金市館ビル

代表取締役 大山 成哉 様

札幌市長 秋元 克広

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の意見について (通知)

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第附則 5 条第 1 項の規定により、平成 28 年 11 月 17 日付けで提出された「金市館ビル」の変更届について、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成 19 年経済産業省告示第 16 号。以下「指針」という。)に基づき検討した結果、本市として周辺地域の生活環境保持の見地からの法第 8 条第 4 項に基づく意見を有しないことを通知いたします。

なお、平成 28 年 12 月 13 日に実施された説明会において、治安、駐輪、駐車の問題を心配する声があったことから、当該店舗の利用者が関係したと思われる事件・事故等が発生した際は、周辺住民および観光客の安心・安全を確保するため、警備員の配置や営業時間の見直し等を含めて迅速な対応と再発防止への対策、並びにそのことについて利用者への周知等をお願いいたします。

今後においても、地域社会の維持・活性化のため、地域団体とのコミュニケーションを密にし、地域活動に積極的に参加するとともに、積雪地という本市の地域事情を考慮しつつ、法第 10 条の規定を遵守し、指針の考え方に沿った適切な配慮、対応に努めていただくようお願いいたします。

担当〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局商業・金融支援課 堂前

TEL: 011-211-2372 FAX: 011-218-5130